

沼田市芸術文化振興基金助成事業募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市民の自主的な芸術文化活動を促進し、芸術文化の振興を図るため、沼田市芸術文化振興基金助成事業（以下「助成事業」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成事業の助成対象団体は、芸術文化団体で次の各号に掲げる条件に適合する団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有し、かつ、代表者が市内在住であること。
- (2) 一定の活動実績があり、かつ、事業を完遂できる見込みがあること。
- (3) 一定の規約を有し、代表者が明らかであること。
- (4) 会計経理が明確であること。

(芸術文化活動の分野)

第3条 芸術文化活動の分野は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 芸術文化の振興
 - ア 美術（絵画、書、彫刻、工芸、写真、デザインなど）の発表、展覧会
 - イ 音楽（邦楽、洋楽）の公演、発表
 - ウ 演劇（伝統演劇、現代演劇）の公演、発表
 - エ 文学（小説、戯曲、詩、短歌、俳句、評論、児童文学、随筆）の出版、発表
 - オ 舞踊（邦舞、洋舞）の公演、発表
- (2) 伝統文化の継承・保存
 - ア 郷土芸能、伝統的な行事の継承・保存
 - イ 郷土の民話、伝説などの発掘・継承
 - ウ 郷土史の研究発表
- (3) その他文化の振興
 - ア 文化祭、芸術祭などの開催
 - イ 華道、茶道などの発表

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、日頃の活動成果の発表、公開などで次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 芸術文化に関する活動成果の発表、公開で自ら主催する事業
- (2) 伝統文化に関する活動成果の発表、公開で自ら主催する事業
- (3) 芸術文化、伝統文化に関する刊行物発行事業
- (4) その他、沼田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認める事業

(助成対象外事業)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 国庫補助金、県補助金又はこれに準じると認められる補助金等を受けている事業
- (4) 企業、職能団体等の団体内の活動である事業
- (5) いわゆる教授所、教室が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費とする。ただし、活動成果の発表等に直接必要と認められない経費は、助成対象外とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の2分の1以内で、10万円を上限として教育長が定める額とする（「助成対象経費」から、入場料収入、参加料、寄附金、協賛金及び有料配付する図録パンフレット等の販売収入を控除した額の範囲内）。

(助成対象事業の実施期間)

第8条 助成対象事業の実施期間は、次のとおりとする。

交付決定の日から翌年3月31日まで

(募集期間)

第9条 この助成事業の募集期間は、次のとおりとする。

2月1日から2月28日まで

(補助金交付要望書の提出)

第10条 この助成金の交付を要望する者は、沼田市芸術文化振興基金助成事業要望書（別記様式1号）（以下「要望書」という。）を前条に規定する募集期間内に沼田市教育委員会に提出するものとする。

(助成対象事業の内定及び通知)

第11条 教育長は、前条の規定による要望書を受理したときは、沼田市芸術文化振興基金審査委員会の意見を聞いて、助成しようとする事業及び助成金の額を内定し、当該要望書を申請した者に通知するものとする。ただし、周年事業等で過去に本事業の交付を受けた団体から同様の内容の要望書を受理した場合等、特に疑義がないときは、沼田市芸術文化振興基金審査委員会の意見聴取を省略することができる。

(助成金交付に関する手続き)

第12条 前条の規定による内定通知を受けた者は、速やかに沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和44年規則第26号)に定めるところにより、必要な手続きをとるものとする。

(その他)

第13条 この募集要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。